

「セブン共済の分析から浮かぶコンビニオーナーの在職死亡」

NPO 法人 ディーセント・ワークへの扉 社会保険労務士 飯塚盛康

1. 某省庁のグループ保険とセブン-イレブン加盟店共済会を比較して死亡率を推計する。

セブン-イレブン加盟店共済会（以下、セブン共済会）の資料によると、2012年7月1日から13年6月30日の1年間に、一般の死亡保険金に該当する弔慰金を支払った人数は43人（計9億1100万円）である。

中央省庁の労働者が組織している霞が関国家公務員労働組合のアンケート調査で長時間労働のワースト3に入り、約4割の人が「過労死の危険を感じたことがある」と答えた某省庁にあるグループ保険の16年度の資料によると、加入者数約6600人で死亡保険金を支払った人数は6人である。死亡保険事故発生率は0.09%となる。

仮に、セブン共済会が某省庁のグループ保険と同じ死亡保険事故率だとすると、加入者は約4万7800人（43人÷0.0009）となるが、12年度のセブンの店舗数は1万5072店なので、全オーナーが加入したとしても約1万5000人である。仮に加入率が50%とすると死亡保険事故率は0.57%となり、4割の人が過労死の危険を感じている某省庁の約6倍の確率で亡くなっていることになる。

また、厚生労働省の「人口動態統計年報」（16年）を見ると、一般男性の40～44歳の死亡率は0.097%なので、これと比較してもセブン共済会は約6倍程度の死亡率になります。さらに、厚労省の「人口動態職業・産業別統計の概況」（12年）を見ると、男性有職者の40～44歳の死亡率は0.08%となっており、同様にセブン共済会の死亡率は約7倍となる。以上のことから、セブンオーナーの死亡率は一般的なケースよりも6～7倍程度高いといえる。もちろん、すべてが過労死かは確認できないが、健康リスクが高いということはいえそうである。

また、セブン共済会には就業不能見舞金というものがあります。これは一般的に病気やケガで仕事ができなくなったときに支払われるものですが、セブン共済会は12年に490件を給付しています。

1. 国家公務員共済会とセブン-イレブン加盟店共済会を比較して就労不能損害を推計する。

国家公務員労働組合連合会が設立した国公共済会やコープ共済の生命共済は、障害等級1級（脳・心臓疾患で常に介護が必要な状態）、2級（脳・心臓疾患で

随時に介護が必要な状態)、3級で死亡保険金の100%が支払われ、以下、4級から14級まで率が漸減して14級で2%支払われる。セブン共済会の就業不能見舞金は1件当たりの平均給付額が約32万円なので、国公共済会と同じように、障害等級4級から14級に該当する人に給付している可能性が高いと考えられる。

前述のように、セブン共済会が就業不能見舞金を給付したのは490件である。一方、国公共済会の16年の資料を見ると、障害等級4級から14級に該当して共済金を給付したのは48件(14年57件、15年52件)で、14~16年の3年間の平均を取ると52件となる。つまり、セブンのオーナーは国家公務員の9倍以上の確率で病気やケガをしていることになる。

以上のことから、セブンのオーナーは過労死ラインの危険を感じる中央省庁の人の6倍も命の危険があり、国家公務員の9倍以上も病気やケガをしていると考えられる。

昨今伝えられる、コンビニオーナーの過酷な労働実態を裏付ける数字のひとつといえるのではないか。